平成２３年（フ）第６７８号
福岡市南区三宅１丁目７番32―206号
債務者　山内健太朗
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８０号
福岡市東区下原１丁目１番46―203号
債務者　中村　陽子（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８９号
福岡県筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬1232番地１
債務者　松本めぐみ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７０１号
福岡市東区香椎２丁目18番23―102号
債務者　吉竹　　司
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７０５号
福岡市博多区美野島３丁目６番14―301号
債務者　大野　重行
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７０７号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目５番３号　メゾン・ド・リュウＣ204号
債務者　楠田　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１０号
福岡県糟屋郡志免町別府西２丁目24番２―1111号
債務者　下田　京子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１８号
福岡県朝倉郡東峰村大字福井601番地
債務者　安岡　英昭
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２６号
福岡県太宰府市高雄２丁目3916番地20
債務者　筒井　政治
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２９号
福岡市城南区堤２丁目４番６号
債務者　橋冨　博子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３４号
福岡市東区箱崎７丁目３番１―504号
債務者　古賀　靖隆
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４０号
福岡県宗像市三郎丸３丁目25番５号
債務者　山下　祐司
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５１号
福岡市東区多々良１丁目36番29号
債務者　岩丸　憲三
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５８号
福岡市博多区寿町２丁目３番10号
債務者　松井　茂喜
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７８３号
福岡市中央区渡辺通５丁目８番18―803号
債務者　古川　直美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９７号
福岡市城南区友丘２丁目１番47―107号
債務者　橋本　武明
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８０９号
福岡県福津市中央６丁目22番15号
債務者　梅津　英宣
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１３号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1149番地３藤木荘201号
債務者　阿部　敏生
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部